

令和6年9月11日

お客さま各位

沼津信用金庫

## 「当座勘定規定」の改定について

平素は沼津信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始に伴い、下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

改定後の規定は、改定前から当座預金をご契約いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

### 記

#### 1. 改定となる規定

当座勘定規定（一般）

#### 2. 改定日

令和6年10月1日（火）

#### 3. 改定内容

新	旧
第8条(手形、小切手の支払) (1)(2)略 (3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。 (4)前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。	第8条(手形、小切手の支払) (1)(2)略 (3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。
第19条(印鑑照合等) (1)手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)(3)略	第19条(印鑑照合等) (1)手形、小切手、または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)(3)略

以上